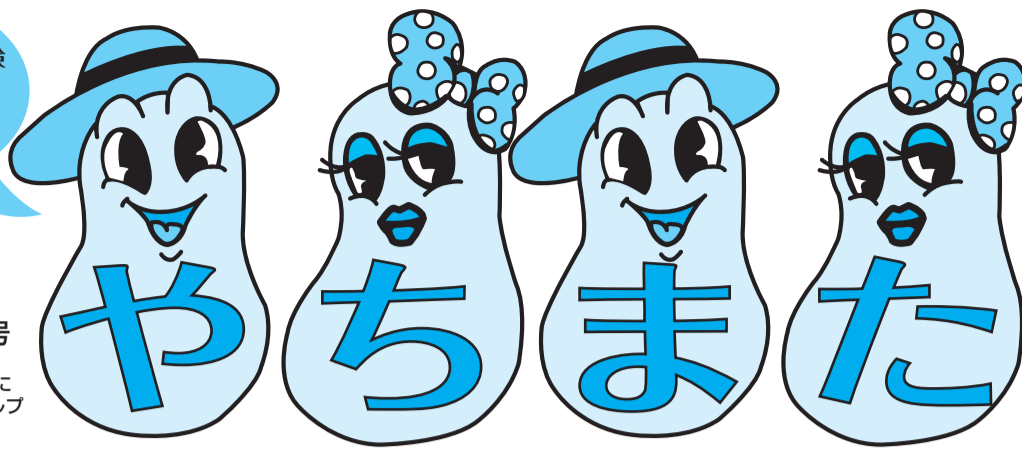


●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
ホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>



いよいよ受験
シーズンと
なりました

NO.702

平成26年

2月1日号

この広報紙は、環境に
配慮したバージンパルプ
を使用しています。



記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 問い合わせ

人口の動き 1月1日現在 人口 74,292人 (前月比 -43人) 男 37,682人 女 36,610人 世帯数 30,419世帯

申告期間
2月17日～
3月17日

市県民税の申告と所得税の確定申告 税の申告は正しくお早めにご

申告期間中、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税および復興特別所得税の申告相談（譲渡や青色申告、事業所得で新規事業の方、消費税の申告などを除く）を受け付けます。
また、成田税務署でもイオンモール成田に確定申告書作成相談会場を設けています。
毎年、受付開始後の数日間と3月10日以降は大変混雑します。申告書は自分で作成し、早めに提出されますようご協力をお願いいたします。

市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます

時 2月17日～3月17日
土曜、日曜日を除く。
※3月9日(日)に限り、行いません。

午前8時45分～正午
午後1時～4時
※混雑している場合には、受け付けを早めに閉め切ることがあります。

場 市役所第4会議室
ご注意

※申告期間中は、申告会場を午前8時15分に閉場します。受付表に氏名をご記入のうえお待ちください。
なお、長時間お待ちいただくこともあります。
※譲渡所得（土地・建物・株式など）、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。（申告書作成済の場合は、提出できます）
※一日に受け付ける人数には限りがあるため、午前中に所定の人数に達した場合、一度受付を締め切り、

引き続き午後の分を受け付けます。

※申告期間中、自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自分で作成していただきます。
※申告書などの控えが必要の方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。

※復興税関係について

確定申告については、平成25年から平成49年までの各年分においては、所得税と復興特別所得税（基準所得税額に2・1%を加算）を併せて納付しなければなりません。

市県民税については、平成26年度から平成35年度まで、均等割（現行4000円）に1000円を加算し、5000円とすることとされました。

課税課

443-1116

平成25年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出は、「イオンモール成田」で行います

時 2月3日～3月17日
土曜・日曜日、祝日を除く。
(2月23日(日)、3月2日(日)は行いません)

午前9時～午後4時
(午前9時から10時の入口は2階C入口のみ)
場 イオンモール成田（2階イオンホール）成田市ウイング土屋24
ご注意

※イオンモール成田に申告会場を設けている期間は成田税務署には申告書作成会場はありません。
※納税証明書は、右記会場では発行していません。
※右記会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用ください。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

成田税務署 ☎0476-28-5151

市県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、市内に住んでいた方で、確定申告は不要でも平成25年中に、次のような所得のあった方は、市県民税の申告をする必要があります。

- ・ただし、平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方や、勤務先から市役所に給与と支払報告書（年末調整済）が提出された方は、申告をする必要がありません。
- 事業所得などがあった方
- 給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先から市役所に給与と支払報告書が提出されていない方
 - ・給与所得以外に所得があった方
- ・平成25年中に退職し、現在就職されていない方
- 公的年金などの受給者の方で次のいずれかに該当する方
 - ・公的年金などの所得以外に所得があった方
 - ・社会保険料控除や生命保

険料控除などを受けようとする方

○その他

・市内に住んでいないが、平成26年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方
・所得のなかった方で、誰の扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になつていない方

年金所得のある方

公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告義務がなくなりました。（所得税および復興特別所得税が還付になる方は、確定申告をして還付を受けることができます。）

ただし、市県民税の計算では、生命保険料・社会保険料などは自動的に控除されません。この場合、市県民税申告書の提出をお願いします。

課税課

443-1116